

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5661-3861

午前8時30分～午後5時30分

担当者 管理者 福井 正徳

* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2 介護老人保健施設めぐみ 訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名	介護老人保健施設めぐみ
所在地	東京都江戸川区東小松川2丁目7番1号
介護保険指定番号	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (東京都 1372310589号)
サービスを提供する地域	江戸川区（江戸川区以外の地域は応相談） * 上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 施設の職員体制

		職員数	業務内容
管理者	医師	1名	指導監督、統括
従事者	理学療法士	1名以上	リハビリテーション
	作業療法士	1名以上	
	言語聴覚士	1名以上	

(3) サービス提供時間

月～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
定休日	日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

3 サービス内容

当事業所では、ご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供します。

利用者ごとの訪問リハビリテーション計画に従ってサービス提供を行い、当該計画の進捗状況を定期的に評価や見直しを行います。指定居宅介護支援事業者を通して、指定居宅サービスの従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容が分かるように記録を残します。

4 利用料金

(1) 利用料

原則として基本料金及び加算料金（料金表）の利用者負担割合に準じます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) その他の実費

サービス提供時に使用する必要な物品等は、各自でご用意願います。又は実費負担分を請求いたします。その内容は、必要時利用者及びその家族に文書等で説明します。

(3) キャンセル料

利用者は、サービス提供日の午前9時まではサービスの提供を中止することができ、キャンセル料はかかりません。ただし、当日の午前9時以降にサービスの利用中止を申し出た場合や、訪問時に利用者が不在の場合、職員の訪問後にキャンセルを申し出た場合は、保険診療分の1割相当と移動時間等に係る人件費分相当として3,500円（自費負担）をキャンセル料として請求いたします。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

【連絡先】 080-7414-9729(直通)

または 03-5661-3861(代表)

(4) 支払い方法

利用料金は、利用月の翌月28日（銀行休日の場合はその翌営業日）に利用者指定口座より当法人指定口座へ振替の方法でお支払いいただきます。月末締めで請求書を翌月11日以降の訪問時にお渡しいたします。利用月の翌月27日までに利用者指定口座に入金してください。領収証は翌月の請求書と一緒にお渡しいたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話または来所にてお申し込みいただけます。

ご利用にあたっては居宅支援事業所のケアマネジャーの依頼書や、医療機関の主治医の診療情報提供書が必要になります。利用手続きをしていただき、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの利用終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合は、電話等でご連絡ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は文書等で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の連絡がなくても自動的にサービス終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などした場合
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は電話等で連絡することによって、即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者や家族が当事業所や当事業所の従事者に対してサービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

尚、事情により利用料金の支払を遅延される場合は、すみやかにご相談下さい。

6 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際には利用者及び身元引受人に対し上記の説明を行い、同意を得た上で（緊急やむを得ない場合には、説明・同意を行わないで上記の行為を行うことがあります）、事業者の医師や指示を受けた職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

7 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 福井 正徳

②成年後見人制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症対策について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 1 当事業所のサービスの特徴等

(1) 事業の目的と運営の方針

当事業所は、介護認定を受けた利用者等が居宅サービスを適切に利用できるように、おかれている環境や家族の希望を考えて、訪問リハビリテーション計画に基づき、居宅サービスの提供を行うことを目的にしています。定期的に計画書をお届けし、同意を頂きます。

事業の実施に当たっては、関係市区町村や地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。

1 2 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 自靖会
代表者役職・氏名	理事長 井 口 靖 浩
所在地・電話番号	東京都江戸川区東小松川2丁目7番1号 03-5661-3861
法人内事業所	井口腎泌尿器科・内科 親水 井口腎泌尿器科 船堀 介護老人保健施設 めぐみ 入所・短期入所 通所リハビリテーション 在宅総合支援センター せせらぎ 介護付き有料老人ホーム ヴィラ ドゥ のぞみ

1 3 サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の訪問リハビリテーションに関するご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 福井 正徳	電話 03-5661-3861
または医療法人社団 自靖会 苦情相談室	電話 03-5661-3868

②その他

当事業所以外に江戸川区や東京都の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

江戸川区介護保険課事業者調整係 電話 03-5662-0032

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談専用窓口

電話 03-6238-0177

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

1 4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

【主治医】

医療機関名 _____

氏名 _____

連絡先 _____

【家族】

氏名 _____ (続柄： _____)

連絡先 _____

年 月 日

訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都江戸川区東小松川2丁目7番1号

名称 介護老人保健施設めぐみ

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【署名代行者（代理人）】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄： _____)

訪問にあたってのお願い

サービス提供にあたり、以下のことをご了承ください。

- ・ 訪問へは、スタッフが交代で伺います。訪問回数、サービス提供時間などはケアプランに沿って行わせていただきます。
- ・ 感染予防のため、サービス提供の前後で手洗いを行わせていただきます。その際、お宅の水道と石鹸を使用させていただきます。
- ・ 交通事情やその他やむを得ない状況により、訪問時間が多少前後する場合や、遅れ、変更が生じる場合がございます。その際はあらかじめご連絡させていただきます。
- ・ 災害や悪天候などのやむを得ない事情により訪問できない場合がございます。その際は状況によりますが、可能な限り、ご連絡させていただきます。
- ・ ご利用様のことに関して主治医や関係事業所へ連絡をする場合には、ご利用者様宅の電話をお借りすることもあります。
- ・ お身体の異変や緊急時についてはまず主治医にご連絡をお願いします。

事業者

医療法人社団 自靖会

介護老人保健施設めぐみ 訪問リハビリテーション

介護保険指定番号（東京都 1372310589）

東京都江戸川区東小松川2丁目7番1号

管理者 福井 正徳

以上の事を了承いたしました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【署名代行者（代理人）】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所 _____

氏 名 _____（続柄： _____）